

# なんば宣伝で活動スタート

2025. 1. 31

2025年の取り組みを1月7日のなんば宣伝でスタートしました。

金剛団地自治会、おおさかパルコープ、大阪消団連の3団体の9名が高島屋前に集合し、「消費税5%時点と比べて、消費者物価指数が95.7→108.3と1割以上上昇し、消費税負担も自動的に増加」「消費税5%に下げれば年間14.3万円の家計負担軽減」等とマイク宣伝しながら、署名を呼びかけました。

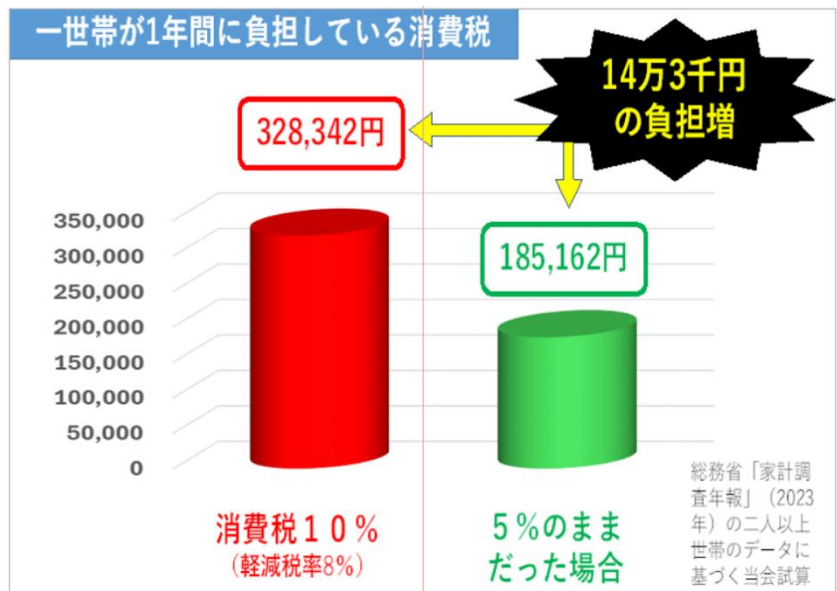
強風でビラやパネルが飛ばされるハプニングもあり、早めに終了しましたが、10の方に署名にご協力いただきました。

引き続き、粘り強く取り組みましょう！



<今後の予定>  
 ■2月3日(月)  
 ■3月4日(火)  
 11:45~12:30  
 なんば・高島屋前  
 \*雨天中止

大阪市  
消費者物価  
指数  
(2020年=100)



# 誰と住むか、どこで住むかは 私がきめることができる社会へ



連続学習会「よくわかる！社会保障の仕組みと課題」の第10回「居住福祉」を、1月28日に開催しました。

講師の追手門学院大学准教授の葛西リサさん（写真）は、家族の形の変化と住宅の諸制度との関係性に着目し、シングルマザー世帯や単身世帯、マイノリティの住宅問題について、フィールドワークを重ねながら、25年間研究活動を続けておられます。

講演では、家族の形の変化によって日本の住宅政策の問題点が露呈していることを、様々な事例を織り交ぜて、わかりやすくお話いただき、「住まいは人権」として、地域の社会資源を賢くつないでケアのセーフティネットを紡ぎ、“誰と住むか、どこに住むかを私が決めることができる社会”への政策を作っていくことが呼びかけられました。

## シングルマザー、単身、LGBTQ、高齢者の住まいの貧困

はじめに、葛西さんは、単身世帯が約4割を占め、一人親世帯が増えるなど、「住宅＝ハコは変わらず、ヒト＝中身が激変している。住み手側の問題は多様化してきているが、住宅のデザインも住宅確保の方法やそれを支援する仕組みも変わらないために、新たな住宅問題が発生している」と指摘されました。（図1）家族の姿の変化（令和4年版男女共同参画白書より）

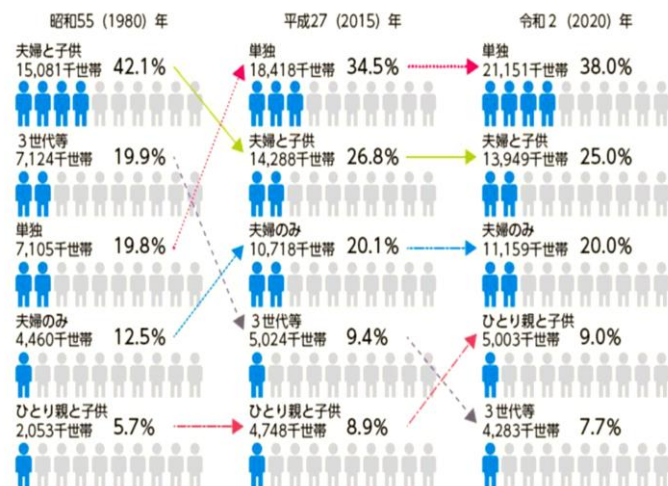
死別母子家庭では半数以上が転居していないが、離別母子家庭では離婚後に8割程度が転居し、その理由に「持家の名義・賃貸住宅の契約者が男性になっていること、住居費の安いところへの転居、DVの解決」等が挙げられ、転居時には資金、保証人確保、入居差別などに直面します。

低家賃住宅では、「勉強机を置くスペースがなく、壁にプリントを押つけて宿題をしている」、「1室しかない

ため、仕事に疲れた親が就寝したら宿題ができない」「布団を干す場所がなく、日当たりが悪く、アレルギーや鬱を発症」などの実態も紹介されました。

部屋数の少なさ、専用の就寝室がないこと、日照・通風環境・騒音が子どもの学力と相関関係にあることは国内の先行研究で明らかになっていること、日本の事故死亡の7割は家庭内で起きていること、世界保健機構（WHO）がヨーロッパの小児ぜんそくの15%が住宅内の湿気が原因とするなど住環境が健康に影響を及ぼすことは証明済みであること、とのことです。

賃貸住宅居住が6割（20～30歳代では9割超）を占める単身者については、若年単身者は家族形成予備軍＝支援の不必要な対象として放置されているとのことです。また、単身に、非正規かつ加齢の不利が加わると市場での住宅確保は一層困難となるため、住宅費負担率の高さ、将来支払えなくなることや更新を断られること等に不安を抱えている調査結果から、



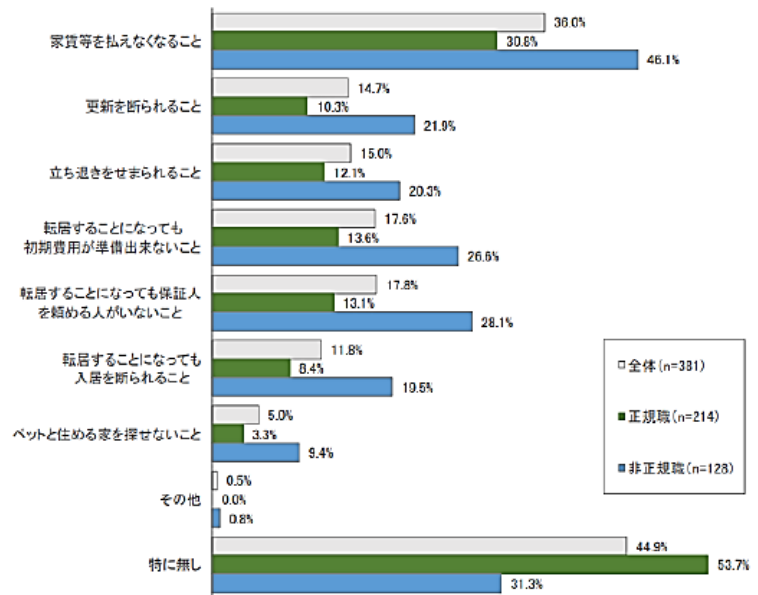
未婚化・非正規化の進行が、女性の居住貧困を露呈させていることが指摘されました。

LGBTQの方に行った葛西さんの調査では、「同性パートナーと一緒にだと住宅が確保しにくい」が最多の37.2%で、同性パートナーとの関係を詮索された(28.9%)、不動産業者の対応を不快に感じる(24.4%)などの経験や、同性パートナーとの同居生活への地域の目や詮索、パートナー他界後の住宅問題を不安に感じる回答も見られたといいます。

低所得・低資産高齢者の住まいの選択肢がないとして、2024年上期の孤独死3.7万人のうち8割が高齢者という現状を受けて、単身高齢者との賃貸契約が避けられているため、孤独死させない対策との連携が求められることも指摘されました。

(図2) 横浜市の単身世帯の住まいの状況・ニーズ調査報告書より

図表35: Q23.持ち家以外にお住まいの方にお聞きします。今後の住まいについて、不安だと思うことはありますか。あてはまるものをいくつかもお答えください。(主な就業形態別)



## 公共住宅最低限の持家中心、標準的家族ターゲットの問題点が露呈

葛西さんは、ヨーロッパでは住宅政策が社会政策や福祉の分野として進められているが、日本では戦災による420万戸の住宅不足に迅速に住宅供給することを優先し、建設省(当時)が担当していることを紹介。計画、実績ともに、公共賃貸住宅の直接供給は最低限にして、民間の住宅(持家や民間賃貸住宅)が大きなウェイトを占め、特に、「持家」所有支援に重点が置かれて、内需拡大の経済政策とされたことが、低所得階層にとって高負担で低質な民間賃貸住宅が増えることにつながったと指摘しました。

また、標準的な家族がターゲットで、単身者については段階的に対象とされてはきたが、依然として公営住宅の入居対象から若年単身者を除外する自治体もあるとのこと。

戦後高度成長によって持家所有は大衆化し、持家率6割、公的補助のない民間の賃貸住宅3割、低所得者向けの公営住宅3.6%、その他公的住宅を併せても5%という構造が作られてきました。ですが、現状は、その前提となる家族を形成しない人や離婚する人が増え、雇用が不安定化し、女性の貧困化が進んでいます。住宅に困る人の多くが公的な補助のない民間賃貸住宅を求めることとなりますが、「仕事の状態や収入審査があり、連帯保証人が求められるなど確保のハードルが高い」、「高齢、障害、LGBTなど、低額所得でなくとも、入居差別を受ける」という問題が露呈しており、今後も若者から高齢者まで単身世帯、一人親世帯の増加してくることに対応する政策転換が急務であることが訴えられました。

## “住まいは人権”

葛西さんは、改めて、住宅に困るとはどういうことか、屋根さえあれば良いのかと問題を投げかけました。

- 災害、紛争、戦争、暴力、貧困などで住まいを失う

- お金がなくて、住宅に住むことができない
- 高齢や障害がありケアがないから住宅に住むことができない
- お金があっても、偏見などから住宅に住むことができない
- 住宅はあるけどお金がないから低質な住宅にしか住めない

住宅を失う→住宅が確保できない、住みたい場所で暮らせない、確保した住宅が低質ということすべてを含めて、住宅問題として捉えることの投げかけです。

このことは、**憲法 25 条**「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の問題です。

また、**世界人権宣言第 25 条**は「すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。」とし、法的拘束力のある**国際人権規約（A規約）第 11 条**は「この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。」とし、日本も批准しています。

**国連人間居住会議（国連ハビタット）**は 1996 年の第 2 回会議で「住まいは人権」、「持続可能な人間居住」を掲げ、住まいの権利は適切な住宅に住むことでありそれが基本的人権として守られるべきことを合意し、日本も署名しています。

**国連人間居住会議（国連ハビタット）**は 1996 年の第 2 回会議で「住まいは人権」、「持続可能な人間居住」を掲げ、住まいの権利は適切な住宅に住むことでありそれが基本的人権として守られるべきことを合意し、日本も署名しています。

- 国連ハビタットの「適切な住宅」**
- ①雨風から守られている事
  - ②安全な飲料水や衛生施設があること
  - ③強制立ち退きやプライバシーの侵害がないこと
  - ④学校、医療施設等に容易にアクセスできること
  - ⑤適正な通勤圏内に立地していること
  - ⑥家族生活のための最小限の広さを確保していること
  - ⑦負担しうる住居費であること

葛西さんは「住まいとは何か」として、次の 4 点を挙げました。

1. 雨風をしのぎ、外的から身を守る、シェルターとしての役割
2. ハードの側面のみならず、存在証明としての住居という意味
3. 地域との接点としての役割を持つ
4. 住まい権/居住の権利＝「適切な（生活水準）住まいに住む権利」

## これからの住宅政策

リーマンショック、自然災害による被害、コロナ禍など、民間賃貸住宅居住者への無策が露呈する中で、空き家の増加もあり、国の方針も 2006 年の住生活基本法によって量の施策から質へ転換して民間賃貸住宅の利用にシフトし、2017 年には住宅セーフティネット制度が始まり、住宅に困る人とそれを受け入れる人のマッチングがスタートしたとのことです。

葛西さんは、不十分とはいえ、こうした変化も踏まえて、「高齢者でも障害者でも、外国籍でも、低所得でも、住みたい場所で住む権利を持っている。高齢者施設、福祉施設、グループホーム、シェアハウスのほか住宅で住む権利を保障する必要がある。ケアの課題を抱える人が住宅に住めないのは、社会の側のデザインが乏しいから。地域のなかの社会資源を賢くつなぎ、ケアのセーフティネットを紡ぐことで幸福に生きることができるはず。」として、最後に“誰と住むか、どこで住むかは私がきめることができる社会への転換を”と呼びかけました。